

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1	1	(2)	対象となる公共施設	SPCが指定管理者になると思われますが、指定管理にかかると組合とSPCの契約を、事業契約と別途に締結することなく、事業契約一体のみの契約でよろしいでしょうか。	PFI事業に基づく指定管理者制度の活用となるため、指定管理に係る基本協定及び年度協定については、PFI事業に係る「基本協定書」及び「事業契約書」の締結で対応することを検討しています。詳細については、入札公告時に示します。
2	2	第1	1	(5)	ライフサイクルコストを抑える施設づくり	「官と民の適切な連携による施設整備手法の採用を検討」とありますが、実施方針別紙で示された官民リスク分担を変えるような提案も認められるということでしょうか。主旨をご教示いただきたい。	別紙3「リスク分担表」を基本として、ライフサイクルコストを抑える施設づくりについて、民間事業者のノウハウを活かした提案を期待しています。
3	2	第1	1	(6)ウ(ア)	施設整備業務	「事業者は必要に応じて測量、地質調査を行うこと。」とありますが、別紙3リスク分担表のとおり組合が提示する測量、調査と差異がある場合、精算の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
4	2	第1	4	(6)ウ	事業者の業務範囲	新斎場供用開始後、既存の御屋敷山斎場は使用せず、ご利用者は全て新斎場へ移行するという理解でよろしいでしょうか。もし併用する期間が残る場合、予約受付業務は新施設のみが対象との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、併用する期間は想定していません。
5	2	第1	4	(6)ウ	事業者の業務範囲	既存の御屋敷山斎場の解体は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	第1	1	(6)エ(イ)	物品販売による収入	「自販機等による収入は事業者の収入とする。」とありますが、構成員または協力企業の収入としてもよろしいでしょうか。	事業者が設置する自販機及びコインロッカーについては、ご理解のとおりです。
7	3	第1	1	(6)エ(イ)	物品販売による収入	自販機等による収入とありますが、自動販売機以外に有人の売店の設置は認められますでしょうか。	入札公告時に示します。
8	3	第1	4	(6)ウ(ウ)g	事業者の業務範囲運営業務	自販機等運営業務とありますが、物販等については自販機のみで弁当販売や食事の提供なども含めた有人売店形式は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.7をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	3	第1	4	(6)ウ(ウ)g	事業者の業務範囲運営業務	自販機等運営業務とありますが、施設内でのアルコール飲料等の提供について貴組合のお考えをご教示ください。	可とします。
10	3	第1	1	(6)ウ	予約受付業務	現施設での予約受付の方法について、どのように実施しているかご教示ください。	先着順に受け付けていく予約方法となっております。
11	3	第1	1	(6)ウ	待合室関連業務	新斎場での待合室や多目的室、安置室等の使用料金は有料化をお考えでしょうか。各室の使用料金設定の有無について貴組合のお考えをご教示ください。	入札公告時に示します。
12	3	第1	1	(6)エ(ア)	組合が支払うサービス購入料	施設整備業務に対するサービス購入料の支払いは、本施設の引渡しから事業期間中に割賦で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	割賦による支払いについては、施設の供用開始からです。
13	3	第1	1	(6)エ(ア)	組合が支払うサービス購入料	施設整備業務に対するサービス購入料の支払いについて、一部または全部が、設計建設期間中に支払われることはございますか。	施設整備業務に対するサービス購入料が、設計建設期間中に支払われることはありません。
14	4	第1	2	(2)	特定事業の選定結果の公表	特定事業として選定されない場合の対応について、ご教示いただきたい。	選定されなかったことについて公表します。
15	5	第2	1		事業者の募集及び選定方法	万一、応募グループが一つとなった場合でも入札は成立するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
16	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	入札予定価格については、令和3年4月上旬の「入札公告及び入札説明書等の公表」時に公表されるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	スケジュールの中に、「ヒアリング・プレゼンテーション」の記載がありませんが、実施しないという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	実施する予定です。 詳細については、入札公告時に示します。
18	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問(第1回)の受付までに、既設の御屋敷山斎場を見学させていただくことは可能でしょうか。可能である場合、時期や申請方法等についてご教示ください。	御屋敷山斎場施設は今回の業務対象外ですので、見学は考えていません。
19	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	令和3年4月中旬に入札説明書等に関する説明会を予定頂いておりますが、同時期に現地見学会も予定頂けるのでしょうか。	予定していますが、新型コロナウイルス等の状況により予定が変更となる可能性があります。詳細については、入札公告時に示します。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	提案書類の受付、入札及び開札（令和3年8月中旬）から落札者の決定及び公表（令和3年10月）までの間にプレゼンテーション・ヒアリング等の審査はございますでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.17をご参照ください。
21	6	第2	2	(2)カ	手続きの内容	計画地の現場見学会は実施されますでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.19をご参照ください。
22	6	第2	3	(1)ア	入札参加者の構成等	火葬炉設備に関する工事監理業務は、設備の特異性及び性能保証の観点から、火葬炉企業が責任を持って行うものと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。なお、施設及び設備の設計・工事の監理については、SPC内において責任を明確にして実施し、施設・設備の両者を取りまとめて組合に報告することを求めます。
23	7	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「什器備品」の調達、設置のみを担当する企業は、「建設企業」「その他企業」のどちらでしょうか。「建設企業」の場合、(2)参加資格要件エ建設企業の要件を満たせばよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、実施方針(P7) (2) ア、イ、エの条件を満たしてください。
24	7	第2	3	(1)イ	入札参加者の構成等	「上記 (1) アに示す企業のうち、建設企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業及び運営企業について、各企業1者以上は構成員とすること。」とありますが、火葬炉運転企業と運営企業が同一企業の場合には、当該企業1社が構成員となればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	7	第2	3	(2)	入札参加者の参加資格要件	火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業及び運営企業は、貴組合の競争入札参加有資格者への登録は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	9	第2	3	(4)ア	SPCの設立	本施設が供用開始後、SPCの所在地を本施設内とすることは可能でしょうか。	不可です。
27	9	第2	3	(4)イ	SPCの設立	構成員以外の者は出資できないとありますが、例えばSPCのマネジメントや資金調達業務等（施設整備や維持管理運営業務に携わらないもの）の業務を行う者は、第2.3(1)ウその他企業の扱いで構成員としてSPCへ出資可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	10	第2	4	(2)エ	審査結果	応募グループが1社の場合でも落札者を決定するとの理解でよいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.15をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	10	第2	4	(2)オ	応募に係る提出書類の取扱い	「提案書類の全部又は一部を無償で使用できる」とあるが、事前に連絡等をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	10	第2	4	(2)オ(ア)	著作権	「組合が必要と認める時には、提案書類～を無償で使用できるものとする」は著作者と事前協議の上での使用と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	12	第4	2		規模及び機能	建物高さに関する条件はありますでしょうか。	建築基準法に準じた建物高さとします。ただし、著しく高さを限定することで、機能を満足しないことは避けてください。
32	12	第4	2		構造	「原則 鉄筋コンクリート造 2階建て」とありますが、これ以外の構造も認められますでしょうか。「原則」と記載されていますが、意図がございましたらご教示いただきたい。	原則、鉄筋コンクリート造、2階建てを基本としていますが、構造及び階層については、一部それ以外も認めます。
33	12	第4	2		延べ面積	約3,800㎡とありますが、プラスマイナス●%以内などの規定は無いという理解でよろしいでしょうか。	延べ面積の上限値については特に制限を想定していませんが、下限値については10%を想定しています。また、著しく面積を縮小することで機能を満足しないことは避けてください。
34	12	第4	2		駐車場	職員用駐車場の使用にあたり、使用料金などの組合への支払いは不要という理解でよろしいでしょうか。	不要です。
35	12	第4	2		駐車場	予備用とありますが、会葬者用の予備という理解でよろしいでしょうか。用途によりゾーニング及び車両動線に影響を与えるため、想定があればご教示いただきたい。	対象者を限定していないため、事業者の提案に委ねます。
36	17	第8	1		議会の議決	組合議会での議決のみが必要で、組合を構成する3市での議決は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	18	別紙1			事業スキーム図	スキーム図（構成イメージ）には設計企業ならびに工事監理企業の構成員は、SPC企業に参画するように示されていますが、上記企業が出資を行わずに協力会社として事業に参画することも可能と考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	20	別紙3			不可抗力リスク	(※2)の「通常予見可能な範囲外のもの」で事業者側が負担するリスクとは例えばどのようなものを想定していますか。	具体的な内容については、事象ごとに判断します。
39	20	別紙3			不可抗力リスク	コロナウイルス等の感染症について、不可抗力リスクの対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	20	別紙3			不可抗力リスク	「事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する」とありますが、「一定の割合」「一定の額」とは具体的にどの程度の割合、額となるのでしょうか。	入札公告時に示します。
41	20	別紙3			不可抗力リスク	コロナ等疫病による予測不能な事由によっておこるリスクについては「その他の自然災害等」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか	「公衆衛生上の事態」に該当します。
42	20	別紙3			不可抗力リスク	新型コロナウイルスの感染等について、内閣府通知(令和2年7月7日付通知)にある通り、事業期間中、善管注意義務、通常行う感染予防対策を果たしたうえで、業務従事者、作業員等に感染者が発生し、事業の中断・遅延、発注者・事業者への損害等が発生した場合は、不可抗力とみなされ、損害、増加費用等柔軟にご協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	20	別紙3			不可抗力	不可抗力時のリスク分担において、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担するとあるが、一定の割合とは何割程度の負担を想定しているのかご教示いただきたい。	実施方針に対する質問への回答No.40をご参照ください。
44	20	別紙3			物価変動リスク	「許容範囲を設定し」とありますが、許容範囲の設定は入札公告時までにはご提示頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。
45	20	別紙3			物価変動リスク	(※3)「許容範囲を設定し…」とありますが、どの程度の範囲を想定しているのでしょうか。また許容範囲の設定は、落札者の決定後に貴市と事業者で協議の上、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、実施方針に対する質問への回答No.44をご参照ください。 後段については、物価変動の閾値について事業者と協議する予定はありません。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
46	20	別紙3			物価変動	物価変動リスクについて許容範囲を設定し超えた場合にサービス購入料の見直しを行うとありますが、許容範囲はどのタイミングで提示されるのかご教示いただきたい。	実施方針に対する質問への回答No.44をご参照ください。
47	20	別紙3			税制度リスク	消費税率の変更があった場合、法、経過措置等に則り、サービス購入料に反映されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	20	別紙3			インフラ供給リスク	「組合が供給元の場合を含む」とありますが、こういった主旨でしょうか。下松氏供給の上水を指すものでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	20	別紙3			リスク分担表	「土地の瑕疵リスク」「工事遅延・工事費の増大リスク」内容の「発注者」は「組合」と同じ意味と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	20	別紙3			リスク分担表	「土地の瑕疵リスク」の上記以外の地質障害、地中障害物には、組合による土壌汚染対策法に準拠した自主的な調査で発見されなかった汚染等が新たに発見された場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	20	別紙3			リスク分担表	「土地の瑕疵リスク」の上記以外の地質障害、地中障害物には、要求水準書（案）資料5の敷地現況資料と実際の状態との乖離も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	21	別紙3			工事遅延・工事費増大リスク	コロナ等疫病による予測不能な事由によって現場封鎖や資材、労務の遅延による工期の遅延については組合のリスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発生事由によります。
53	21	別紙3			設計変更リスク	「大幅な」計画・設計変更等」とありますが、大幅とはどの程度のことを指すのでしょうか。目安をご教示ください。	計画・設計変更に伴い、事業者の提案内容の当初目的が達成できない場合等を想定しています。
54	21	別紙3			不可抗力リスク	「※2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。」とありますが、一定の割合もしくは一定の額をご教示ください。	実施方針に対する質問への回答No.40をご参照ください。